

大会決議

国は、「障害者自立支援法」廃止を明言し、今秋には、「障害者総合福祉法」（仮称）の骨子が示され、法案が提出されようとしています。

私たち障がい児・者とその家族にとって安心できる障がい者福祉の体制となることを切望していますが、3月11日に起きた東日本大震災に対する復興に向け、今後長期にわたる支援が必要になることもあり、障害者福祉制度改革は前途多難が予想されます。

私たち育成会は、保護者と知的障がい児・者に寄り添い、地域・ブロックの、そして全国の育成会関係者がともに手を携えて、互いの知恵や経験を出し合い、障がいのある人がライフステージのあらゆる場面において地域で普通に暮せる支援体制を築く必要があります。

このため、育成会に集う九州各地の知的障がい児・者とその家族を代表し、次の事項が早急に実現されるよう、第51回九州地区手をつなぐ育成会福岡市大会の名において決議いたします。

記

1. 国連の障害者権利条約を批准し、国内法制の見直しを行い、障害者総合福祉法及び障害者差別禁止法（いずれも仮称）を早急に制定するとともに、障害者権利条約の視点に立って、知的障がい児・者に関する下記の事項を早期に実現すること。

- ・障がい者のある人に関する様々な計画や事項の決定にあたっては、障がい者本人が参画し、当事者の意見が尊重されるよう国民に啓発すること。
- ・成年後見制度における被後見人の選挙権を回復するとともに、成年後見制度を容易に活用できるよう制度の改善を図ること。
- ・障がい者が自立して暮せる所得を保障すること。
- ・障がいのある子どもの子育て支援、家族支援の施策の充実強化を図ること。
- ・障がいのある子どもの教育に対する国民の理解を深めるため更なる啓発を行うとともに、教育体制の充実を図ること。
- ・障がい者の就労に対する国民の理解を深めるための啓発を強化するとともに、就労支援の充実強化を図ること。
- ・地域活動支援センター等に対する財政支援を強化すること。

1. 東日本大震災を受けて、環境悪化に対する対応や福祉避難所の拡充・強化など障がいのある人をはじめとする災害弱者が孤立することのないきめ細やかで、やさしい社会の制度や仕組みを早急に整備すること。

平成23年8月21日

第51回九州地区手をつなぐ育成会福岡市大会